

平成27年度税制改正に伴う法人市民税における改正内容

改正前	<p><b>算定の基礎となる資本金等の額</b></p> <p>「法人税法上の資本金等の額（*）」を法人税割額及び均等割額算定の基礎となる資本金等の額とします。</p> <p>*法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額で、同法施行令第8条又は第8条の2に規定する加算・減算後の合計額</p> <p><b>税率区分の基準とする資本金等の額</b></p> <p>法人税割額及び均等割額の場合とも、上記、法人税法上の資本金等の額を（大小比較等を行わず、そのままの額を）基準として算定します。</p>										
改正後	<p><b>算定の基礎となる資本金等の額</b>（地方税法第292条第1項第4号の5）</p> <p>次により算出した合計額を法人税割額及び均等割額算定の基礎となる資本金等の額とします。</p> <p>「法人税法上の資本金等の額」＋「下記①の額」－「下記②の額」</p> <p>①無償増資額</p> <p>平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合における当該増資額</p> <p>②無償減資等による欠損填補額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除く）による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合における、欠損の当該填補に充てた金額</li> <li>平成18年5月1日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合における、当該損失の填補に充てた金額</li> </ul> <p>なお、この場合の金額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てたものに限ります。</p> <p><b>税率区分の基準とする資本金等の額</b>（地方税法第312条第6項～8項）</p> <p>次表による額を法人税割額及び均等割額算定の基準とする資本金等の額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>比較内容</th> <th>基準とする資本金等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税割</td> <td>（下記の均等割のような大小比較なし）</td> <td>「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">均等割</td> <td>「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 ∇ 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」</td> <td rowspan="2">「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」</td> </tr> <tr> <td>「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 ∧ 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」</td> </tr> </tbody> </table>		比較内容	基準とする資本金等の額	法人税割	（下記の均等割のような大小比較なし）	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」	均等割	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 ∇ 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 ∧ 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」
	比較内容	基準とする資本金等の額									
法人税割	（下記の均等割のような大小比較なし）	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」									
均等割	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 ∇ 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」									
	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 ∧ 「資本金＋資本準備金」又は「出資金の額」										